

ミツヒロニュース



師走です。昨年、相続税が増税されたことに伴い、広島市内での申告件数が、2倍を超えたと聞きました。これから益々、相続対策が必要となってきます。ただし、お金(資産)を残そうと相続対策に苦しむのではなく、お金(資産)を有意義に使い、自分がやりたいことを実行し、楽しい思い出を残すことも価値のあることだと思います。ぜひ、人生を楽しんで頂きたいと思っております。

光廣 昌史

今月のトピックス

- ◇企業版ふるさと納税の活用
～企業の方で地方創生～
- ◇来年より拡大となる
雇用保険被保険者の範囲
- ◇税務調査の基礎知識(52)
「税務調査の概念の修正」
- ◇年末年始に伴う休業のお知らせ
- ◇あとがき
師走を迎え



企業版ふるさと納税の活用 ～企業の方で地方創生～

1. 制度の趣旨

各地の地方創生の取組の実効性を高めていくためには、従来の施策に加えて、地方創生事業に対する民間資金の新たな流れを巻き起こすことが必要です。民間企業に、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用して、各地の地方創生の取組に理解を深め、寄附を通じて積極的に貢献することを期待され創設されました。

2. 志のある企業が地方創生を応援する税制を創設

⇒地方公共団体による地方創生のプロジェクトに対して寄附をした企業が、税額控除措置の対象となります。

企業の寄附に係る負担を軽減
⇒税負担の軽減効果を2倍に

例えば、企業が地方公共団体に1,000万円寄附をした場合、現行の制度では、寄附額の約3割(約300万円)の税の軽減効果がありました。地方創生応援税制では、新たに寄附額の3割(300万円)が税額控除され、これまでの2倍の約600万円の税の軽減効果があります。



(次頁へ続く)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

科目ごとの特例措置の内容

①法人住民税

寄附額の2割を税額控除（法人住民税法人税割額の20%が上限）へ提出する際には、原則、本人確認書類としてマイナンバーを確認する書類（番号確認書類）と身元確認用の書類

②法人税

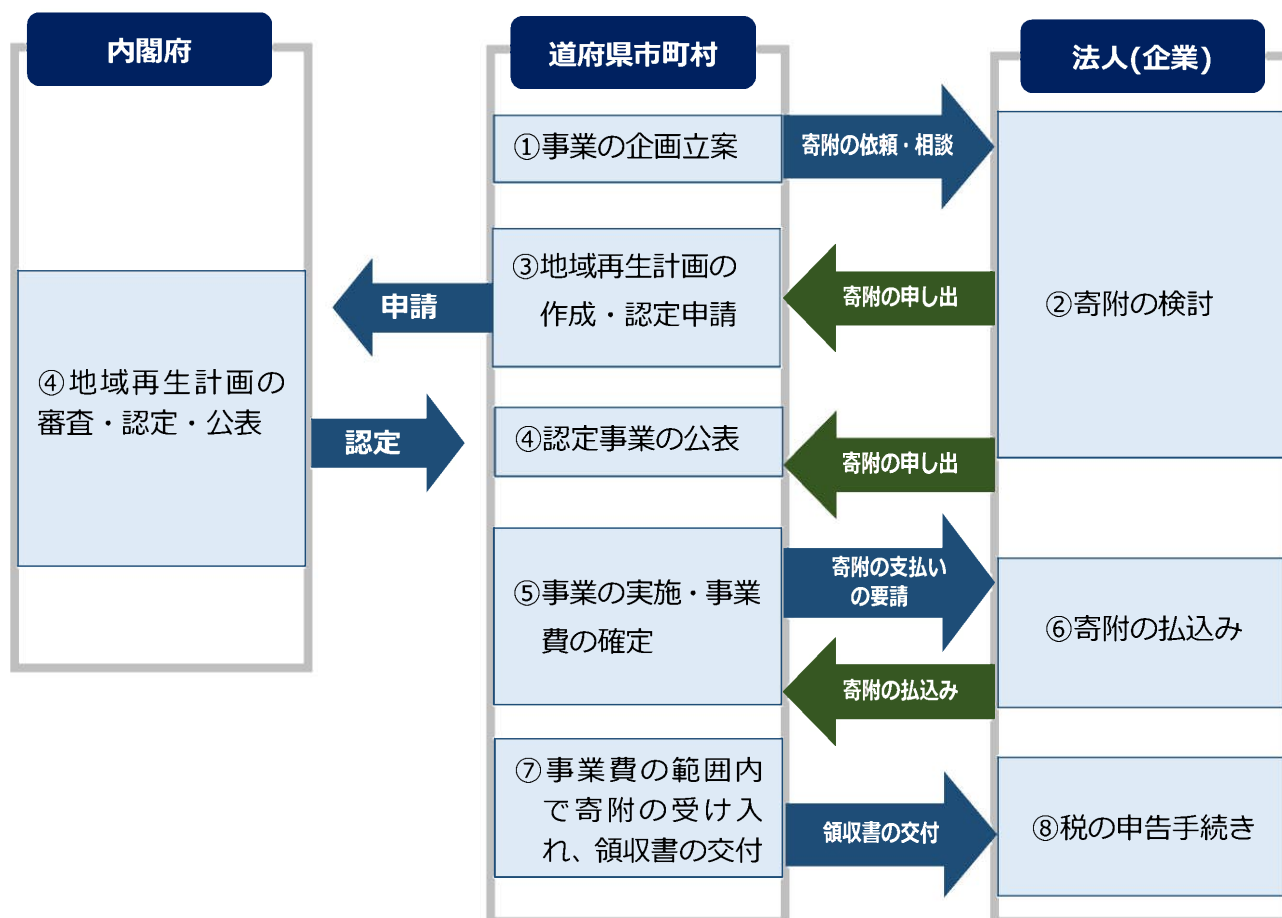
法人住民税の控除額が寄附額の2割に達しない場合、寄附額の2割に相当する額から法人住民税の控除額を差し引いた額を控除（寄附額の1割、法人税額の5%が上限）

③法人事業税

寄附額の1割を税額控除（法人事業税額の20%（※）が上限） ※地方法人特別税廃止後は15%

3. 地方創生応援税制の主な流れ

民間企業の皆様が地方創生応援税制を活用して寄附を行う場合の手続の流れについては、以下の通りです。



4. 留意事項

- ①「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ②自社の本社が所在する地方公共団体への寄附については、本税制の対象となりません。この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所又は事業所」を指します。
- ③次の都道府県、市町村への寄附については、本税制の対象となりません。
 - i. 地方交付税の不交付団体である都道府県
 - ii. 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村
- ④1回当たり10万円以上の寄附が対象となります。
- ⑤寄附の払い込みについては、地方公共団体が「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」を実施し、事業費が確定した後に行うこととなります。また、本税制の対象となる寄附は、確定した事業費の範囲内までとなります。

地方公共団体名	認定事業（現在までに認められた事業）	平成 28 年度 事業費(千円)
鳥取県	鳥取県未来人材育成奨学金支援プロジェクト	20,000
鳥取県 江府町	遊休農地を活かした 6 次産業化推進事業	10,500
島根県 大田市	“おおだ”で働こう！人材育成事業	1,000
岡山県 倉敷市	倉敷の個性と魅力の情報発信力強化と観光力強化	61,500
岡山県 総社市	そうじゃ 山の中の英語教育推進事業	7,349
岡山県 総社市	日本で 3 か所 赤米を活用した農業、観光振興	9,669
岡山県 総社市	地域拠点を結ぶ総社市新生活交通事業	40,500
岡山県 総社市	しみん総かつやく社かい 就労促進事業	45,277
岡山県 奈義町	奈義町子どもの“学びと創造の広場”づくり事業	3,000
広島県 安芸太田町	広島県立加計高校支援事業プロジェクト	19,947
山口県 長門市	“いやし”の自然活用と棚田再生による半島創造プロジェクト	17,243
山口県 山陽小野田市	山陽小野田市子育て総合支援センター整備・運営事業	80,266

来年より拡大となる雇用保険被保険者の範囲

平成 28 年 3 月 29 日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、雇用保険料率の変更や、介護休業給付の給付率の引上げが行われました。これらの他にもこの法律により、平成 29 年 1 月には、雇用保険の被保険者範囲の拡大、平成 32 年度からは雇用保険料の免除制度の範囲がまっています。そこで、今後の変更点について確認しておきましょう。

1. 雇用保険の被保険者の適用拡大

雇用保険は 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上、かつ、31 日以上雇用見込がある場合に被保険者となりますが、65 歳以降に新たに入社した人については、この条件に関わらず被保険者にはならないとされています。ただし、65 歳以前から適用事業所に引き続き被保険者として雇用されている場合には、高年齢継続被保険者として 65 歳以降も継続して被保険者として取扱われます。



これについて、平成 29 年 1 月 1 日からは 65 歳以降に新たに入社した人も、条件を満たせば雇用保険の被保険者となることになりました。

なお、平成 29 年 1 月 1 日時点で、入社時にすでに 65 歳以上であったため雇用保険の被保険者となっていない人も被保険者なり、平成 29 年 3 月 31 日までに手続きを行うこととされました。該当者がいないかを確認の上、手続きの準備を進めておきましょう。

2. 65 歳以上の人に対する給付

65 歳以上の被保険者で一定の要件を満たして退職し、求職活動をする場合には、基本手当ではなく、被保険者であった期間に応じた高年齢求職者給付金（一時金）が支給されることになっています。来年から新たに被保険者となる 65 歳以上の人についても、高年齢求職者給付金が支給されることになります。

さらに、現在は支給対象外となっている介護休業給付や、教育訓練給付等についても支給対象となります。

3. 平成 32 年度から始まる保険料徴収

現状、年度初日（4 月 1 日）時点で満 64 歳以上の被保険者については、雇用保険料が被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されています。今回の被保険者の適用拡大にあわせ、この免除制度が廃止され、原則どおり保険料の徴収が行われることとなります。ただし、経過措置として平成 31 年度分までは現状の免除制度が継続されるため、実際には平成 32 年度から、年齢に関わらず全員が雇用保険料の徴収の対象となります。

被保険者の適用拡大に伴い必要となる届出等に関しては、今後詳細が決定され、案内が行われることになっています。また、高齢者を多く雇用している事業主にとっては、今後、保険料の負担が大きくなることから、高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入することが予定されています。これらの情報にも注目していきましょう。



イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

シリーズ52. 「税務調査の概念の修正」

◆ 「調査」により更正する

税法では、更正処分、再更正処分、再々更正処分は「調査により」行うこととされています。従って、税務調査が終了し、更正処分や修正申告がなされた後、税務署長がそれをさらに変更するような再更正を行うには、再調査が必要です。

しかし、再調査は「新たに得られた情報に照らし非違があると認めるとき」にのみ行うこととされています。一度調査が行われたら、余程の新情報がない限り、再調査はありません。

◆ 「調査」による減額や繰戻還付

既に行った申告について、納付すべき税額が多すぎた場合、申告書に記載した翌期へ繰り越す欠損金が少なすぎた場合、申告書に記載した還付税額が少なすぎた場合などでは、納税者から税務署長に対し減額更正の請求ができます。

また、所得が赤字だった時の、その前の期間への赤字の繰り戻し請求という制度もあります。これらの請求により、税務署長が減額修正、還付処理をする場合には、「調査」し、その「調査」したところにより、処分や還付を行うことになっています。

これらの税負担を軽減する処置もそれぞれ「調査」を経て行われることになっていますが、「調査」といっても、机上調査とか電話確認調査とかの程度の「調査」で済ませている事例が多いようです。

◆ 「調査」概念の統一性?

「調査」という言葉は税法の中に何回も出てきますが、それらが、同一の意味なのだとする、減額更正や繰戻還付の請求があって、机上調査で処理が済んだ場合、その年分に関しては一度調査がなされたということなので、もはや「新たな情報」がない以上、通常の税務調査は行えないのか、という疑問が湧きます。税務当局も、こういうことについて、このままでは、まずいと判断したようで、昨年の税制改正で、異なる2種類の調査概念が設けられました。

◆ 「調査(実地の調査に限る)」

机上調査とか電話確認調査とかをもって「調査」としてよい場合と、実地に出向いて行われる臨場調査のみを「調査」という場合とに、法律上の「調査」という言葉を使い分けることになりました。

参考文献： ■内閣府地方創生推進事務局 ■ゆりかご倶楽部



年末年始に伴う休業のお知らせ

弊社の年末年始に伴う休業日を下記の通りとさせていただきます。ご了承の程、よろしくお願い致します。

休業期間：12月29日(木)～1月4日(水)

尚、5日(木)より、平常通り業務を行います。



あしがき 今年も残すところ僅かとなりました。この一年、ミツヒロニュースをお読み頂きありがとうございました。また、弊社主催セミナーに多数のご参加を頂きましたこと、この場をお借りしてお礼申し上げます。本紙、そしてセミナーでの情報が、皆様の業務や経営に少しでもお役に立てば幸いです。来年も皆様にとって有益となる情報をお届けする所存ですので、今後とも宜しくお願い致します。新しく迎える年が、皆様にとって、より素晴らしい年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。(総合企画部 下田みき)



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <http://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による
ニュース解説配信中!

